

89%の中小企業に影響 事業継続と雇用の維持を全力で

新型コロナウイルス感染症と、感染症拡大防止対応に伴って、人の動きや市民生活に制限が加わり、中小企業経営にも著しい影響が出ています。

北海道同友会では、会員を対象とした「緊急影響アンケート調査」を実施（2/25～3/3）。3/5に記者会見を行い、NHK、HBC、日経、朝日、読売、道新等で報道されました。回答は621社から寄せられ、89%の中小企業に影響があることがわかりました。

中でも、売上減少を心配する会社が75%、資金繰りを懸念する会社が24%に上ったことから、全道の会員へ「新型コロナウイルスに負けないで～資金繰りの早期手当と、雇用・事業継続のために全力を！」という呼びかけを、3/11に送りました。併せて、緊急資金繰り対策の支援と、雇用調整助成金の迅速化とつなぎ融資に関する『緊急要望・提言』をまとめ、守和彦代表理事らが関係機関を訪ねて説明しました。



▲北海道財務局長への申し入れ

新型コロナウイルス感染症に関する支援策の紹介（1）

国が発表した「無利子・無担保」の資金繰り支援とは？

日本政策金融公庫による①「特別貸付」と、②「特別利子補給制度」を組み合わせ、実質3年間は無利子となります。3月17日から適用開始されました。運転資金でも返済は15年で、返済開始は5年間据置。信用力や担保も不要です。

①日本政策金融公庫による「特別貸付」 *開始時期は2020年1月29日にさかのぼります		
対象	コロナウイルスによる影響で売上が5%以上減少した中小企業・小規模事業者（個人事業主含む）	最近1カ月間の売上など。
融資枠	「中小企業事業」は 3億円 「国民生活事業」は 6千万円	別枠
返済期間	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	いずれも据置期間 5年以内
金利	「中小企業事業」は 0.21%（4年目から 1.11%） 「国民生活事業」は 0.46%（4年目から 1.36%）	信用力や担保によらず一律。 金利は2020年3月17日現在
②「特別利子補給制度」 *日本政策金融公庫による「特別貸付」利用者で次に該当する方		
対象	○個人事業主 ○売上高が 15%以上減少した小規模事業者 ○売上高が 20%以上減少した中小企業	利子補給期間は当初3年間。 <補給対象上限> 中小企業事業 1億円 国民生活事業 3千万円

*お申込み、お問い合わせは最寄りの「日本政策金融公庫」へ。